

事務連絡
令和6年1月18日

各都道府県介護福祉士養成施設等主管課
各地方厚生（支）局介護福祉士養成施設等主管課 御中

文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）
文部科学省高等教育局医学教育課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

令和6年能登半島地震の発生に伴う第36回介護福祉士国家試験、第36回社会福祉士国家試験、第26回精神保健福祉士国家試験及び各養成施設等の運営等に係る取扱いについて

「令和6年能登半島地震の発生に伴う医療関係職種等の国家試験の受験資格並びに学校、養成所及び養成施設の運営等に係る取り扱いについて」（令和6年1月12日付け文部科学省初等中等教育局、高等教育局、厚生労働省医政局、健康・生活衛生局、社会・援護局、障害保健福祉部事務連絡。以下「1月12日付け事務連絡」という。）において、養成施設の運営について周知しているところですが、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士の養成施設等（文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を開講する大学等及び福祉系高等学校等を含む。以下「養成施設等」という。）の運営等について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、所管の養成施設等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1 受験資格及び登録に係る取扱い

- (1) 今般の地震の影響により、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該養成施設等において必要な単位を履修し、又は当該養成施設等において必要な単位を履修して卒業した者については、受験資格が認められること。
- (2) 被災した地域に関わりのある学生については、地震の影響により、他の学生より修業が遅れることが想定される。
こうした場合であっても、当該養成施設等において必要な単位を履修し、又は当該養成施設等において必要な単位を履修して卒業した者については、受験資格が認められること。

- (3) (1) 及び (2) の取扱いは、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）第 5 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）附則第 6 条の 2 の規定に基づく介護福祉士養成施設における経過措置による登録の際も同様とする。
- (4) 上記の取扱いは、各養成施設等における教育内容の縮減を認めるものではないことから、各養成施設等にあつては、時間割の変更、補講授業、ICT 等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

2 養成施設等の運営に係る取扱い

- (1) 被災した地域の学校養成所等にあつては、地震の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないように配慮すること。
- (2) 被災した地域の養成施設等にあつては、地震の影響により、教員の不足や施設・設備の破損等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が想定される。
こうした養成施設等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。
- (3) 被災した地域の養成施設等にあつては、地震の影響により実習施設の変更が必要となることが想定される。
養成施設等における実習施設の変更を検討した結果、実習施設を変更する際には、変更が生じた日から 1 月以内に、当該変更に係る届出をすることとされているが、突発的な地震を受けた対応であることに鑑み、事後的に申請を行うことを認めるなど、届出に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。
なお、介護実習の総時間数の 3 分の 1 以上を実習施設Ⅱ（介護職員に占める介護福祉士の割合が 3 割以上であり、介護サービス提供のためのマニュアル等が整備されている等の要件を満たす実習施設）にあてなければならないが、その確保が困難である場合は、実習施設Ⅰ（介護保険法その他の関係法令に基づく基準を満たす実習施設）における実習に代替して差し支えないこと。
また、実習施設の変更を検討したにもかかわらず、なお実習施設の確保が困難である場合には、実習に係る時間の一部について、実習に代えて演

習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

※下線部分は、1月12日付け事務連絡には記載のないもの

- 【担当】文部科学省 03-5253-4111（代表）
厚生労働省 03-5253-1111（代表）
- 〔社会福祉士・介護福祉士〕
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
（内線：2845（資格・試験係））
- 〔精神保健福祉士〕
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
（内線：3064（障害保健係））
- 〔高等学校〕
文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）
産業教育振興室
（内線：2380（助成係））
- 〔大学・短期大学・大学に付属する専修学校〕
文部科学省高等教育局医学教育課
（内線：2508（医療技術係））